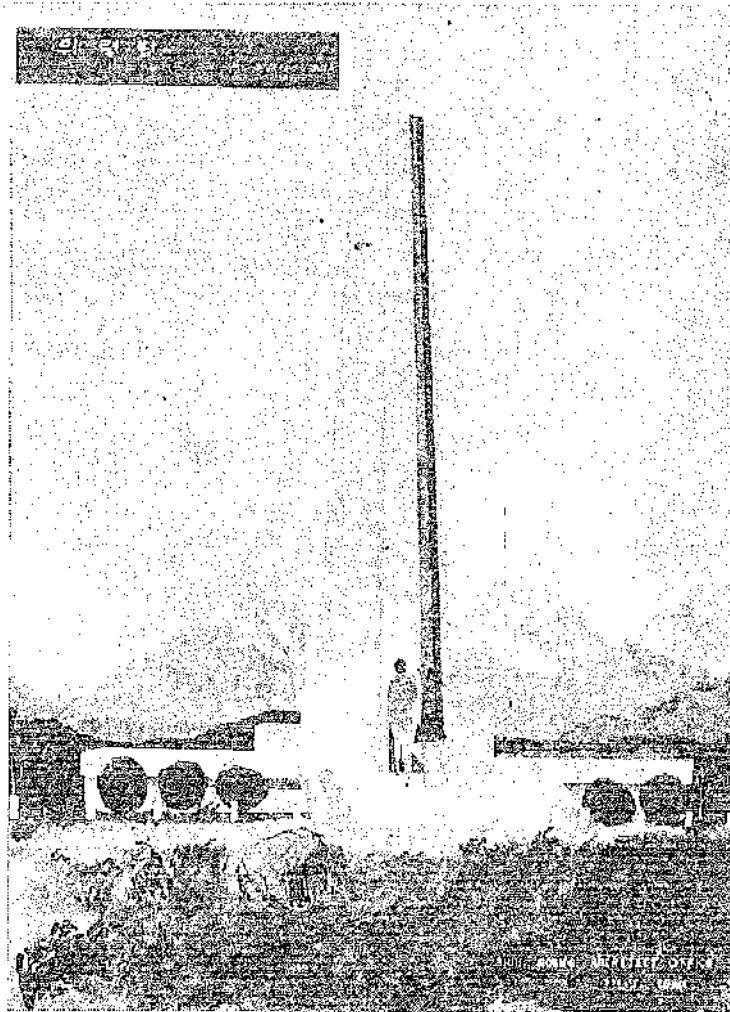


太平洋戦争戦没韩国人 慰霊事業計画書



太平洋戦争戦没韩国人 慰霊事業協賛会

東京都杉並区高井戸東3-2-23

日韓文化協会内
電話 03 (304) 3 3 2 3

目 次

あいさつ	1
趣 意 書	3
規 約	5
事業計画書	8
役員名簿	10

表紙のカットは
慰霊塔完成図



あ い さ つ

~~時平流々御清祥の趣、大慶の至りに存じます。~~

~~き~~、日韓国交正常化以来、両国間の提携協力関係は、政治、経済、文化等の諸分野に亘り、年と共に緊密の度を深くし、正に善隣友好の実を挙げつつあるやに認められるのでありますが、永遠に運命を共にすべき日韓両民族の宿縁に思いを致しまするとき、この両国々民の結びは、精神的、道義的要素による裏付けがなされてこそ、真にあるべき本来の姿が顕現されると確信するのであります。

このような見地に立って両国関係の現状を眺めまするに、吾々日本国民として、更に一層の努力を傾注して解決を図らなければならぬ道義的問題が少くないのでありまして、先の太平洋戦争に際し、わが日本国軍人として戦陣に斃れた人々を初めとする数多くの韓国人戦没者の遺骨にして、今尚わが国に安置中のものの祖国奉還並びにこれら戦没者慰霊の事は、その第一に挙ぐべきものであり、この問題の解決なくしては、日韓両国の真の善隣友好関係は成立し得ないと言って過言ではありません。

茲に於て、吾々有志相計り、太平洋戦争戦没韓国人慰霊事業協賛会を設立し、これと目的を同じくする韓国側『平和寺建立委員会』の事業を協賛する方針を決定致しました。何卒「趣意書」「規約」等御高覧の上、御協力を賜わりたく、篤と御願ひ申し上げる次第であります。

慰霊事業協賛会会長 石 井 光次郎

趣 意 書

太平洋戦争に際し戦没された韓国出身将兵は、その数 21,919 柱に達すると言われているが、戦後に於ける諸種の複雑なる事情により、戦後四半世紀余の歳月を経過しながらも、なお父祖の地に奉還されぬままわが国に安置されていたその遺骨は、2,329 柱の多きを数える有様であった。然るところ、韓国遺族会並びに当時の学徒兵出身者の集いである一・二〇同志会関係者の続まざる努力により、昨年十一月末二十七年振にして 246 柱の奉還が実現し、その他の遺骨もまた、北韓地方出身者の一部約 400 柱を除き、本年中に奉還完了の運びとなったのである。

抑々これら戦没将兵は、当時わが日本国軍人として勇躍死地に赴かれた人々であるから、その英霊は当然吾々国民を挙げての崇敬と祭祀を受くべきものである。従って既に靖国神社合祀の事も行われたのではあるが、これら将兵が韓国の出身者であることを思うとき、吾々日本人の良心として、その慰霊については更に何らかの特別の配慮が加えられるべきであるとの感を深くせざるを得ない。日韓国交正常化以来、両国の関係は日を逐うて親密の度を増しつつあるものの、これら英霊に対するかかる配慮なくしては、真の善隣友好関係の樹立は望むべくもないと言って決して過言ではないのである。

吾々日本人たる者は、このたびの遺骨奉還の機会こそが、わが国民の誠心を披瀝して、これら戦没将兵に対する慰霊の実を挙げ、日韓両民族の真の友好関係と世界人類の平和とに寄与するための絶好の機会であることに思いを致し、日本人の真面目を發揮するところがなくてはならない。

茲に於て、吾々有志相計り、これら戦没韓国人将兵の慰霊につき具体案を検討中のところ、時偶々韓国遺族会、一・二〇同志会等の願望により結成された平和寺建立委員会に於て、同じくこれら将兵の慰霊並びに世界平和祈願の目的を以て、わが日本に最も近接した釜山に清浄の地を選び、納骨堂、慰霊塔、寺院（平和寺）等を建立する計画があり、既に着工の段階に達したので、わが方に対しても協力方を求めて来たの

である。

依って、関係者鳩首熟議の結果、吾々独自に事を進めんよりは、寧ろ韓国側の計画に合流し、日韓双方の合作により事を成就せしめることこそが、これら戦没将兵の遺志に添い、日韓両民族の親善友好関係の強化に役立つものであるとの結論に到達したのである。

就いては、別紙計画に基づき、広く各界に訴えて浄財を募り、平和寺建立委員会の計画実現に協力せんとするものであるが、日韓の親善と世界の平和とに深い関心を抱かれる各位の御協賛あらんことを切望して止まない次第である。

規 約

第 一 章 総 則

第 一 条 本会は太平洋戦争戦没韓国人慰霊事業協賛会と称する。

第 二 条 本会の事務所は東京都杉並区高井戸東三丁目 2 番 23 号
財団法人日韓文化協会内に置く

第 二 章 目的及び事業

第 三 条 本会は東京都目黒区祐天寺に安置中の遺骨その他太平洋戦争戦没韓国人の遺骨奉還並びにその慰霊事業に協力して、日韓両民族間の親善友好の契を挙げ、併せて世界人類の平和に寄与することを目的とする。

第 四 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 日韓両国政府間の外交交渉と併行して遺骨奉還に必要な民間的協力を
行うこと。
2. わが国各界に訴えて浄財を募り、韓国釜山に計画中の慰霊塔、納骨堂
及び寺院（平和寺）の建立に協力すること。
3. その他本会の目的達成のため必要と認める事業。

第 三 章 会 計

第 五 条 本会の運営に必要な経費は寄付金をもって支弁する。

第 六 条 事業計画及びこれに伴う収支予算は会計年度開始前に理事会がこれを定
める。

第 七 条 収支決算は会計年度終了後 1 ヶ月以内に監事の監査に付し、その承認を
受けるものとする。

第 八 条 会計年度は毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終る。

第 四 章 役員及び職員

第 九 条 本会には次の役員を置く。

- 会 長 1 名
- 副会長 若干名
- 理 事 若干名（うち理事長1名、常務理事若干名）
- 監 事 2 名

第 十 条 1. 会長及び副会長は、理事会が推薦する。

2. 理事及び監事は理事会で選出する。

但し、本会設立当初の理事及び監事は発起人会で選出する。

3. 理事長は理事のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4. 常務理事は、理事の互選により、理事長が委嘱する。

第 十 一 条 1. 会長は、会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、その職務を代理する。

2. 理事長は、本会を代表し、会務の執行を統轄する。

会長、副会長が共に欠けたときは、理事長が、その職務を行う。

3. 常務理事は、理事長を補佐して本会の常務を処理する。

4. 事務局長は理事長を補佐して本会の事務執行を統轄する。

5. 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

6. 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

第 十 二 条 役員任期は、本会の目的を達成し、解散するときまでとする。

第 十 三 条 1. 本会に、顧問若干名を置く。

2. 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3. 顧問は、重要な会務について、会長および理事長の諮問に応ずる。

第 十 四 条 1. 本会に事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2. 事務局長は、常務理事の互選により、理事長が委嘱する。

3. 職員は有給とする。

第五章 会 議

第十五条 会議は、理事会および常務理事会とする。

第十六条 1. 各会議は、必要により、理事長がこれを招集し、それぞれの議長となる。

2. 会議を構成する役員2分の1以上または監事から会議の目的となる事項を示して請求があったときは、会議を招集しなければならない。

第十七条 各会議は構成員現在数の2分の1以上の出席がなければ、開会することが出来ない。

第十八条 会議の議事は、出席役員の過半数の同意をもって決定する。可不同数のときは、議長が決定する。

第十九条 やむを得ない理由のため会議に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって票決し、または出席役員に表決を委任することが出来る。

第二十条 簡単な事項または緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議に代えることが出来る。

第六章 附 則

第二十一条 本会は規約第四条に示された事業の完了と共に解散するものとする。

第二十二条 本規約は昭和47年9月1日から施行する。

事業計画書

わが国に安置する太平洋戦争戦没韓国人の遺骨の祖国奉還、並びにその慰霊事業に協力して、日韓両民族間の親善友好の実を挙げ、併せて、世界人類の平和に寄与する目的を以て次の事業を行う。

第一、 日韓両国政府間の外交交渉と併行して遺骨奉還に必要な民間的協力を行うこと。

第二、 わが国各界に訴えて浄財を募り、韓国平和寺建立委員会の手により釜山に着工中の納骨堂、慰霊塔及び平和寺の建立に協力すること。

これに要する資金総額 ~~1億3千万円~~ の中 ~~6千500万円~~ を目標とし、概ね次の計画を以て募金するものとする。
348

	募金総額	内 訳
第 一 次	3,800万円	納 骨 堂 2,000万円 慰 霊 塔 1,500万円 事 務 費 300万円
第 二 次	2,700万円	平 和 寺 2,500万円 事 務 費 200万円
計	6,500万円 3,800	6,500万円 3,800

第三、 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

納骨堂、慰霊塔、平和寺
建立計画概要

建立地：釜山直轄市東萊区杜丘洞山83番地
 着工：昭和47年6月
 竣工：昭和48年10月
 総工事費：1億3千万円
 設計：納骨堂、慰霊塔（大林土建株式会社）
 平和寺（大亜建築設計事務所）

細部計画

(単位：日本円)

項目	内 訳	予 算
敷 地	10,000坪 × 1,000円	1,000万円
納 骨 堂	4層(地上3、地下1) 延 建 坪120坪 鉄筋コンクリート	2,000万円
慰 霊 塔	地上20M、焚香台、“神面”烏石	1,500万円
平 和 寺	法堂74坪、寮舎37坪、在来式木構造	2,500万円
平 和 寺 附 属 建 物	仏教会館、鐘閣、山神閣等	2,500万円
設計工事監督	設計250万円、監督90万円	340万円
霊 作 牌 製 費 費 付 帯 費 工 事	全戦没者 22,000名 × 300円	660万円
事 務 費	敷地整地、道路、美化、電気、水道	1,500万円
計	募金、通信、事務、旅費等	1,000万円
		13,000万円

但し日本側募金の韓国側受取先は“平和寺建立委員会”であり、工事完了後は宗教法人平和寺に基本財産として寄附編入するものとする。

役 員

会 長	石 井 光次郎	(衆議院議員・元衆議院議長・日韓文化協会会長)	
副 会 長	麻 布 照 海	(全日本仏教会事務総長)	㉑
〃	大 西 一	(日本郷友連盟理事長)	
〃	笹 川 良 一	(日本傷痍軍人会会長)	㉒
〃	佐 藤 信	(日本遺族会専務理事)	
〃	鈴 木 一	(日韓親和会会長)	
理 事 長	八 木 信 雄	(日韓文化協会理事長・李退溪研究会理事長)	
常務理事	飯 野 重 作	(仏教タイムズ専務取締役)	
〃	石 原 正一郎	(全国戦友会連合会常任理事)	
〃	板 垣 正	(日本遺族会事務局長)	
〃	稲 垣 菊太郎	(全国交通安全協会専務理事)	
〃	巖 谷 勝 雄	(国際仏教興隆協会理事長)	
〃	大 山 量 士	(甲細川友之会理事長)	
〃	黒 川 孝 樹	(全日本仏教会国際部長)	㉓
〃	田 中 香 浦	(国柱会主幹)	
〃	長 沼 基 之	(立正佼成会理事長)	㉔
〃	船 口 暉 子	(全日本仏教婦人会事務総長)	㉕
〃	三 谷 静 夫	(日韓親和会専務理事)	㉖
〃	村 井 喜 一	(水交会事務局長)	㉗
〃	保 智 平八郎	(日本郷友連盟常務理事)	
〃	山 口 英 治	(日韓経済協会専務理事)	㉘
〃	山 城 祐 尊	(大行寺住職)	
〃	柚 原 一 久	(僧行社事務局長)	㉙
〃	瀨 能 醇 一		
〃	奈 良 榮 三	(日本傷痍軍人会専務理事)	

理事	唐川越雄	(中外日報編輯局長)
理事	岩崎武雄	(東京大学教授・文学博士)
〃	恵谷隆戒	(京都仏教大学教授・文学博士)
〃	夫隅実山	(真城寺住職)
〃	甲斐田慎二	(新日本協議会常務理事)
〃	鎌田信子	(日韓親和会)
〃	柴田全乗	(光台寺住職)
〃	柴田哲男	(国之礎本部常務理事)
〃	末広栄	(戦没者遺骨収集促進団体協議会事務局長)
〃	高井房子	(仏教徒婦人会会長)
〃	竹谷内三郎	(写真家)
〃	戸田秀一	(日本慈行会常務理事)
〃	西田将	(全国戦友会連合会常任理事)
〃	林忠明	(全国戦友会連合会顧問・野重一会会長)
〃	林田大十坊	(妙見宗大僧師)
〃	山口賢	(仏教タイムズ編輯局長)
監事	鵜川武久	(日韓文化協会常務理事・経済学博士)
	山本光利	(中央日韓協会事務局長)
事務局長	石原正一郎	(本協賛会常務理事)
主事	鄭起永	(日韓文化協会学生寮寮長)

(五十音順、◎印は未機関決定)

顧 問

安 倍 源 基	(新日本協議会代表理事)	
有 末 精 三	(日本郷友連盟会長)	
泉 園 子	(日本慈行会会長)	
上 村 健 太 郎	(日韓親和会副会長)	◎
植 村 甲 午 郎	(日韓経済協力会会長・経団連会長)	◎
賀 景 興 宣	(衆議院議員・日本遺族会会長)	
金 正 棕	(在日本大韓民国居留民団中央本部団長)	
白 石 宗 城	(中央日韓協会会長)	
鈴 木 悟	(全日本仏教会理事長)	◎
鈴 木 善 幸	(衆議院議員・戦没者遺骨収集促進団体協議会会長)	◎
高 杉 普 一	(海外経済協力基金総裁)	◎
戸 松 慶 議	(国之礎本部会長)	
中 林 政 吉	(生長の家理事長)	◎
庭 野 日 敬	(立正佼成会会長)	◎
沼 田 恵 範	(仏教タイムス社長)	
朴 春 琴	(日韓文化協会常任顧問)	
御 手 洗 辰 雄	(評論家)	◎
安 岡 正 篤	(全国師友協会会長)	
山 本 ス ギ	(全日本仏教婦人会理事長)	
山 本 茂 一 郎	(軍恩連盟全国連合会会長)	◎
吉 田 留 次 郎	(中外日報社長)	◎

(五十音順、◎印は未機関決定)